

社会福祉法人 慈生会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈生会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会の出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合においても本条次項の報酬はこれを支払うことができる。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より適用する。

別表1

| 名 称 | 報 酬 額 |
|----------|---------|
| 理事会出席報酬等 | 10,000円 |

別表2

| 名 称 | 報 酬 額 |
|-----------|---------|
| 理事長業務報酬等 | 10,000円 |
| 理事業務報酬等 | 10,000円 |
| 監事監査指導報酬等 | 20,000円 |

別表3

| 報 酬 額 | 旅 費 | 宿 泊 費 | その他 |
|---------|-----|-------|-----|
| 10,000円 | 実 費 | 実 費 | 実 費 |